

令和8年1月30日宣告 秋田地方裁判所刑事部判決

令和7年（わ）第43号 傷害致死被告事件

主 文

被告人を懲役6年に処する。

未決勾留日数中90日をもその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和7年5月17日午後6時頃から同日午後9時30分頃までの間に、秋田市ab丁目c番d号A方において、実父である同人（当時87歳）に対し、その顔面、頭部、背部等を拳で多数回殴打した上、その右上肢等を足で複数回蹴るなどの暴行を加え、よって、同人に顔面皮下出血、頭部皮下出血、硬膜下出血、外傷性くも膜下出血、脳挫傷、背面皮下出血、右上肢皮下出血等の傷害を負わせ、同月18日午後3時40分頃、同市e町f番g号B総合病院において、同人を前記脳挫傷等の傷害に基づく外傷性頭蓋内損傷により死亡させたものである。

（事実認定の補足説明）

1 暴行態様について

- (1) 被害者の遺体を解剖したC医師は、被害者の死因となった傷害に関し、拳で殴る、足で蹴るなどの行為や相手をつかんで床等にたたきつけるなどの行為によって生じたと考えられる旨証言した。同医師は、司法解剖について豊富な経験を有し、公正さや鑑定の前提条件等にも問題がないから、その供述内容には高い信用性を認めることができる。また、被害者の遺体表面には、その顔面付近に様々な大きさの皮下出血が多数あったほか、背部に複数の皮下出血が、右上腕部には他の場所より大きい皮下出血が、右前腕部や右手背には複数の皮下出血が、胸腹腔には軟部組織内出血等が、それぞれ生じていた。
- (2) 被告人は、暴行態様に関し、公判廷又は捜査段階の再現実験において、台所の椅子に座っていた被害者の奥襟をつかんで同人を床に引き倒し、その顔面を

裏拳で殴った後、寝室に戻って布団の上に腹ばいになっていた被害者に対し、その顔面を十数回叩き、右肩や右脇腹を座った状態で3回蹴った旨供述した。

本件犯行状況に関する被告人の供述は、後記2のとおり、曖昧な記憶に基づいている部分も多分に見られ、全体を通して信用できるとまではいえない。もっとも、暴行態様に関する被告人の上記供述は、上記(1)のC医師の証言内容や被害者の受傷状況と整合的であるから、この限りで信用することはできる。

(3) 以上の理由から、当裁判所は、本件犯行時の被告人の暴行態様については、判示のとおりと認めた。

2 本件犯行が行われた時間帯について

本件犯行当時、被害者方にいた被告人の実兄であるD（以下、「D」という。）は、公判廷において、本件当日の午後6時頃、台所から被害者と被告人が言い争う声や椅子を引き摺るような音が聞こえてきた、その後、被害者と被告人が被害者の寝室に移動する足音がし、さらには寝室から何かを叩くような音と被害者が助けを求める声が聞こえてきたが（これらの音は玄関の引き戸が引かれる音がするとともにいったん止んだが、再び引き戸が引かれる音がしてから再開した。）、自身が就寝した午後9時30分までには被害者の声や叩くような音は聞こえなくなったと供述した。Dの上記供述については、虚偽の供述をする動機は特段なく、記憶の混同を疑わせる点も見当たらないから、信用できる。そして、上記1で信用性を肯定した暴行態様に関する被告人の上記供述も踏まえると、Dが台所で被害者と被告人が言い争う声や椅子を引き摺るような音を聞いた午後6時頃、被告人の被害者に対する暴行が開始され、遅くとも午後9時30分までには一連の暴行が終了していたと認めることができる。

なお、被告人は、公判廷において、被害者に対する暴行を開始したのは午後6時頃であり、それから約1時間かけて被害者に合計7枚に及ぶ反省文を全て書かせた後、被害者とともに銀行のATMを利用するために外出し、帰宅後に再び1回被害者を殴った旨供述するが、同供述は、ATMの利用時間が午後6時33分

頃とされていることと矛盾する。加えて、被告人が、公判廷において質問者から供述に反する証拠を指摘されると都度迎合的に供述を修正していたことなどを考慮すれば、上記の前後関係等に関する被告人の供述は、曖昧な記憶に基づいたものであり、信用性に欠けると言わざるを得ない。

(量刑の理由)

1 被告人は、被害者の顔面、頭部等に脳挫傷を生じるほどの強い外力を多数回加えたもので、高齢かつ体格差のある無抵抗の被害者に対し、執拗に強度な暴行を加えた犯行態様は危険で悪質である。助けを求めながら暴行を受け続けた末に死亡した被害者や、その声を聞きながらも助けに入ることが叶わなかった被害者遺族(D)の無念さは察するに余りあり、もとより結果は重大である。

2 犯行動機及び経緯について

(1) 被告人は、平成14年頃、平成30年、令和2年、令和6年に被害者に暴行を加えたこと、Dに対しても令和5年に暴行を加えたことを自認するところ、これらの暴行は他の証拠とも合致し、認定することができる(なお、Dは、平成14年頃にも暴行を受けたと証言したが、令和5年の一件及び本件犯行に際しての警察官の取調べでは被告人による暴行は令和5年が初めてと述べていたことと矛盾し、その後になって思い出したとする説明も些か不自然で、記憶に混乱が生じている可能性を否定できない。被告人の公判供述も、その経過や迎合的な供述態度からすれば信用できず、結局この暴行は認めるに足りない。)

以上の回数及び頻度からすると、被告人は、断続的に家庭内暴力を行っていたとまではいえないにしても、度重なる家庭内での暴行を徐々にエスカレートさせた結果、本件犯行に至ったと言わざるを得ない。特に令和5年と令和6年の暴行の際には警察に通報され、二度と暴行をしない旨の書面まで作成していたのに、過去の反省を活かすことなく短絡的に本件犯行に及んだ点については強い非難に値する。

(2)ア 被告人は、本件の犯行動機について、被害者が大きな音を出して痰を切る

ことが過去に被害者から暴力を受けた記憶に結び付くことから、本件の2日前に思い切ってそのような動作をしないよう被害者に頼み、被害者もいったん了承したにもかかわらず、本件当日に被害者が何度も痰を切った上、被告人から指摘を受けると「そんなのどうだっていいじゃないか。」と言り返した事などに立腹し、暴行に及んだ旨供述する（なお、この点に関する被告人の供述の信用性を疑わせる事情は特に見当たらない）。

また、弁護人は、本件犯行について、被告人が幼少期から高校時代まで被害者から暴力を振るわれていたトラウマが被害者の痰を切るという日常動作により呼び起こされたことに端を発しており、単なる家族間での諍いから暴力に発展した過去の暴行とは性質を異にし、その経緯には酌むべき点があると主張する。

イ この点について見ると、被告人が被害者から暴力を振るわれていた時期からは既に数十年が経過しており、その間も被害者は同じような動作を日常的に行っていたことからすれば、本件犯行の直接の動機は、上記の経緯によって被告人が被害者から蔑ろにされたなどと感じて立腹したことであったと認められる。そうすると、被告人が被害者の動作を不快に感じるようになったことについて、被告人が被害者から過去に受けた暴力が影響した可能性は否定できず、また、犯行直前の応答に際して被告人が立腹したことを理解できないわけではないが、結局、日常生活の中で家族の言動に不満を爆発させて暴行に及んだという点では過去の暴行と共通しており、その動機の形成過程を被告人に有利に斟酌することはできない。

3 以上を踏まえると、本件は、同種事案（処断罪傷害致死、単独犯、動機DV又はその他の家族関係、凶器等なし、処断罪と同一又は同種の罪1件、被告人から見た被害者の立場親、量刑上考慮する前科等すべてなし、示談又は宥恕すべてなし、処断罪名と異なる主要な罪なし）の中では標準よりやや重い部類に属するといえ、実刑が相当である。その上で、被告人が、被害者が口から泡を吹いている

のを発見し、異常を認識するとすぐ自ら119番通報をした上で救命措置を行っていること、事件発覚当初から一貫して犯行を認め、本人なりに反省を示していることなど、被告人に有利に酌むべき事情を考慮し、主文の刑を科するのが相当であると判断した。

(求刑一懲役8年、弁護人の科刑意見一執行猶予付き判決)

令和8年1月30日

秋田地方裁判所刑事部

| | |
|--------|-------|
| 裁判長裁判官 | 岡田龍太郎 |
| 裁判官 | 川畑百代 |
| 裁判官 | 木俣哲 |